

令和5年4月24日
神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

「新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等」の終了について

令和2年3月5日付「新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について」により、以下の輸出入通関手続等についての取扱いをお知らせしたところですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、令和5年5月8日以降は通常の見扱となることについて、別添のとおり税関ホームページに掲載されましたので、お知らせします。

1. 救援物資等に関連する税関手続

2. 税関手続の弾力的対応

- (1) 利便の良い税関官署での申告
- (2) 原本を書面により提出又は提示する必要があるものに関する見扱い
- (3) 通関業者の在宅勤務等
- (4) その他

また、同ホームページにある「原産地規則ポータル」において、「各国における原産地証明書発給停止等への対応」が上記と同様に令和5年5月8日以降は通常の見扱いとなることが掲載されておりますので、詳細につきましては「原産地規則ポータル」をご参照ください。

以上



現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > [新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について](#)

新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について

令和2年3月4日

(最終更新: 令和5年4月24日)

財務省関税局

【重要なお知らせ】

令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部より示された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」に基づき、特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、基本的対処方針等が廃止となります。

令和5年5月8日以降、これまで関税局・税関において新型コロナウイルス感染症対策として対応を行ってきた以下の輸出入通関手続等については、通常の取扱いとなりますのでご注意ください。

関税局・税関は、新型コロナウイルス感染症対策として、輸出入通関手続等について、以下のような対応を行っています。これらの具体的な取扱いについては、最寄りの税関官署にご相談ください。

1. 救援物資等に関連する税関手続

新型コロナウイルス感染症対策に係る救援物資やライフラインを確保するための物資など緊急に通関を行う必要のある物品の輸出入通関については、優先して通関を行うこととしています。

輸入される貨物が無償で提供されることを確認できる場合には、その貨物に課される関税、消費税は免除されます。同対策に係る救援物資等の輸入申告に当たっては、その際の手続において、簡易な様式で申告を行うことができ、寄贈物品等免税証明書の書類の提出について簡素化しています。(救援物資等輸入申告書(PDF [▲](#) / Excel))

(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)

また、新型コロナウイルス感染症に係る救援物資等の輸出についても、簡易な様式で申告を行うことができます。

2. 税関手続の弾力的対応

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、感染の流行を早期に終息させるための重要事項として、テレワークや時差出勤の推進等を強く呼びかけることとしております。

このような状況を踏まえ、輸出入者及び通関業者においてはテレワークが広く行われることが想定されることから、輸出入通関手続等について、以下のとおり柔軟な対応を行っています。

(1) 利便の良い税関官署での申告

新型コロナウイルス感染症対策のため、本来申告をすべき官署で申告を行うことが難しい場合には、あらかじめ税関に相談のうえ、利便の良い税関官署での輸出入申告を行うことができます。

(2) 原本を書面により提出又は提示する必要があるものに係る取扱い

輸出入申告の審査の際に原本を提出又は提示することとされている書面について、新型コロナウイルス感染症の影響によりその審査の際に原本を提出又は提示することが難しい場合には、電磁的記録の提出によることができます

(注)。

また、輸出入の許可の日の翌日から3日以内に原本を提出又は提示することとされている書面について、新型コロナウイルス感染症の影響によりその期限内の提出又は提示が難しい場合には、その期限について、輸出入者等の事情を勘

[財務省関税局・税関の組織](#)

[財務省関税局・税関の紹介](#)

[税関所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

[施設等機関](#)

[関税中央分析所](#)

[税関研修所](#)

[関税政策・税関行政](#)

[所管法令等](#)

[特殊關稅](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

[税関手続き](#)

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

[その他](#)

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[関連情報](#)

[税関関係用語集](#)

案して税関が指定する日まで延長できます。

(注)原本の提出又は提示については、輸出入者等の事情を勘案して税関が指定する日までに行っていただきます。

(3) 通関業者の在宅勤務等

通関業務の在宅勤務等の開始に係る申出(相談)については、柔軟に開始を認める等の対応を行っています。

(4) その他

上記のほか、以下のような対応を行っています。詳しくは、最寄りの税関官署にご相談ください。

- 原産地証明書等の提出猶予の期限の弾力的運用
(※具体的な取扱い等は、[原産地規則ポータル](#)をご確認ください。)
- 納期限延長に係る担保の柔軟な取扱い

[よくある質問](#)

[リンク](#)

[お問合せ](#)

税関のPR活動

 [税関Facebookページ](#)

 [税関Twitter](#)

[税関Twitterガイドライン](#)

 [税関チャンネル](#) 

 [税関イメージキャラクター
カスタム君](#)

税関のPR活動



税関イメージキャラクター
カスタム君

[> 税関Twitterガイドライン](#)

関税局・ 税関について	全国の税関	法令・政策等 について調べたい	水際取締について 調べたい	貿易統計について 調べたい	AEO制度について 調べたい
税関TOP	函館	所管法令等	水際取締トップ	貿易統計トップ ページ	AEO制度トップ
関税局・ 税関の組織	東京	審議会・研究会	水際取締対策	貿易統計検索	AEO承認(認 定)を受けるに は
関税中央分析所	横浜	政策一覧	輸出入禁止・規 制品目	統計表一覧	AEO事業者専用 ページ
税関研修所	名古屋	経済連携協定 (EPA/FTA)	知的財産侵害物 品の取締り	報道発表資料 (貿易統計)	認定事業者
採用情報	大阪	TPPお役立ち情 報(内閣官房 TPP等政府対策 本部)		よくある質問 (貿易統計)	各制度のメリッ ト
通関士試験	神戸	スマート税関構 想2020			相互承認
広報・報道関係	門司	政策評価			広報資料
税関チャンネル の紹介	長崎	事前報告制度			AEO制度に関す るFAQ
税関150周年特 設サイト	沖縄				AEO制度に関す るお問合せ先
その他					